

## 退去強制業務について

市川正司

1 退去強制令書に基づく収容は、期限の定めがないこともあり、現にその収容が長期化している事態は、人権上の観点からも、収容期間を短期間に限定する方向での国際的な合意という観点からも憂慮すべき事態であると考えます。

この状態をやむなしとせず、解消する方向での検討がなされるべきであろうと考えます。

(参照)

①「安全で秩序ある正規移住のためのグローバルコンパクト」

「目的13) 我々は、国際移住の文脈における収容が適正手続にしたがい、収容が入国時、通過時、帰還手続のいずれで生じているかを問わず、また、収容が生じる場所のタイプに関わらず、恣意的でなく、法律、必要性、比例性と個別の評価に基づき、権限ある当局により、最も短期間に行われることを確保することを約束する。我々は、さらに、国際法に沿って非拘束的な収容代替措置を優先し、移住者のいかなる収容に対しても人権に基礎を置いたアプローチをとり、収容を最終手段としてのみ用いることを約束する。」

②「EUの送還に関する指令」

「15条1項 いかなる収容も、できる限り短い期間でなければならず、かつ、退去強制の準備が進行中であり、かつ相当な注意を尽くして実行されている場合に限り、維持できる。

5項 6ヶ月以内での収容期間の設定を義務付け、6項 国内法によって、一定の条件下でさらに12ヶ月を超えない期間の延長を認める。」

2 収容の長期化を防止するための方策として、安全な送還執行の実行だけではなく、下記の点も検討されるべきではないかと考えます。

記

- (1) 送還困難な者の中に、在留特別許可による対応をせざるを得ない者がいるのではないか。
- (2) 長期収容の回避策としての仮放免のあり方について、現在、難民申請者の数名についてのみ運用されている収容代替措置を拡大し、NGOなどと協力して居住施設の提供、衣食の提供などにより生活に困窮しない手立てを尽くしたうえでこれを運用することが考えられないか。
- (3) 上記の方法を含めて、コスト面、安全面から仮放免のあり方を再検討してはどうか。

(4) 収容が原則、仮放免等は特別な理由がなければ認められないという制度のありかたについても検討が加えられるべきではないか。

(参照)

① 「自由権規約・一般的意見35」

「18. 入国管理の手續過程における抑留は、それ自体が恣意的とはいえないが、当該抑留は、諸事情に照らして合理性、必要性及び相当性があるとして正当性が認められなければならない。期間の延長の際には再評価されなければならない。」

② 「安全で秩序ある正規移住のためのグローバルコンパクト」

「目的13f) 適正手續と比例的であること、収容が最短期間であり、身体的および精神的完全性を保護し、国際法と適正手續の保障に従い、最低限、食糧へのアクセス、基本的ヘルスケア、法的オリエンテーションと支援、情報と通信、適切な宿泊施設が与えられることを保証することにより、移住者に対する収容の否定的で持続的な影響を軽減すること。」

③ 「EUの送還に関する指令」

「第15条第1項 他の十分なより強制的でない方法が具体的な事案において有効に適用できない場合に限り、構成国は、以下の場合において、退去強制手續の遂行のため又は(及び)送還の準備のために、送還手續の対象となっている域外国民を収容できる。(a)号 逃亡の危険(a risk of absconding)がある場合若しくは(b)号 域外国民が送還若しくは退去強制手續の準備を避け、又は妨害する場合」

以上